

静岡市がん対策推進条例骨子（案）

前文

静岡市は、豊かな自然環境と温暖な気候に生まれ、多彩で魅力的な食材に恵まれた地域であり、市民一人ひとりが健康の増進に努め、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちを目指しています。

しかしながら、市民の疾病による死亡の最大の原因であるがんは、市民の生命や健康に対する脅威となっており、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちづくりを進めるためには、がんへの対策を積極的に進める必要があります。

がんの対策には、市民一人ひとりが、がんを正しく知り、幼少期から健康的な生活習慣と知識を身に付け、がんの予防や早期発見に努めるとともに、適切な医療や支援により、がん患者とその家族の不安や負担を和らげ、地域で安心して暮らしていけるよう、市民、保健医療関係者、事業者及び市が一丸となって取り組んでいかなければなりません。

そこで、私たちは、全ての市民が未来に希望を持って豊かな価値ある人生を送るために、がんに対する意識を高め、行動することで、がんと向き合い、がんにかかったとしても自分らしく生きることができ、がん患者とその家族の心に寄り添うことができる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

この条例の制定に至る現状や経緯、実現を目指すまちの姿を述べています。

1 目的

この条例は、がん対策基本法及び静岡県がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、市のがん対策に関し、市民、保健医療関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民誰もが、がんへの理解と知識を深め、予防や早期発見に努めるとともに、がん患者が尊厳を保ちつつ安心して暮らすことのできる社会を構築するための総合的ながん対策を推進することを目的とします。

この条例の目的を定めます。

この条例では、市民やがん患者など誰もが尊厳を保ちつつ安心して暮らすことのできる社会を構築するためのがん対策の推進を目的に、市民、保健医療関係者、事業者の役割及び市の責務を定めます。

2 定義

この条例における用語の定義を次のように定めます。

- (1) 保健医療関係者 がんの予防及び早期発見並びにがん医療に携わる者をいいます。
- (2) がん患者等関係団体 がん患者及びその家族等で構成される団体をいいます。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいいます。
- (4) 事業者 市内において事業活動を営む者をいいます。

この条例で使われる用語の定義を定めます。

3 市の責務

- 1 市は、国、静岡県、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を実施するものとします。
- 2 がん対策に関する施策は、がん医療のほか、福祉、介護、教育、雇用等幅広い観点を踏まえて実施するものとします。

市が実施するがん対策に関する事項を定めています。

4 市民の役割

市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びがんの原因となるおそれのある感染症の正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、積極的にがん検診を受診し、がんの早期発見及び早期治療に努めるものとします。

全ての市民が、がんの予防や早期発見・早期治療に向け行うべき事項を定めています。

5 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、質の高いがん医療を提供するよう努めるものとします。

保健医療関係者ががん対策に関し、努めるべき事項を定めています。

6 事業者の役割

- 1 事業者は、従業員及びその家族（以下「従業員等」といいます。）に対するがんに関する正しい知識の普及に積極的に取り組むとともに、従業員等ががんを予防し、定期的ながん検診を受けることができる環境の整備に努めるものとします。
- 2 事業者は、従業員等ががん患者となった場合であっても、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は看護することができる環境の整備に努めるものとします。
- 3 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者が、従業員等のがん検診に関する環境整備や従業員ががんにかかった場合に努めるべき事項を定めています。

7 がんの予防の推進

市は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症に関する知識の普及啓発その他がんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとします。

市が行うがん予防の推進に関する事項を定めています。

8 喫煙及び受動喫煙対策の推進

市は、肺がんを始めとする種々のがんの原因である喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るほか、健康増進法その他の法令に基づき、受動喫煙の防止の推進のために必要な施策を実施するものとします。

肺がんなどの原因と考えられている喫煙や受動喫煙について、他の法令等に関連して市が行うがん対策について定めています。

9 女性に特有のがん対策の推進

市は、女性に特有のがんに関し、罹患しやすい年齢を考慮した予防手段についての正しい知識の普及啓発、検診の推進及び社会復帰に向けた支援のため必要な施策を講ずるものとします。

女性に特有のがんに関して、他のがんに比べ罹患しやすい年齢が異なる傾向があることから、市が行うがん対策について定めています。

10 がん教育の推進

市は、学校において、児童及び生徒が、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識その他がんに関する知識を習得し、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めるため、健康に関する教育を推進するものとします。

学校において、児童・生徒が、がんに関する知識を習得することで、がん予防や早期発見に繋がることから、がんに関する教育の推進について定めています。

11 早期発見の推進

市は、がんの早期発見に資するよう、保健医療関係者、がん患者等関係団体等と連携し、がん検診の受診率及び質の向上を図るために、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- (1) がんの早期発見の重要性に関する啓発及び広報
- (2) がん検診の受診が可能な医療機関等の周知
- (3) がん検診を受診しやすい環境の整備
- (4) 年齢、性別等を考慮したがん検診の受診の勧奨
- (5) がん検診の精度管理の充実
- (6) 上記のほか、がんの早期発見の推進に関し必要な施策

がんの早期発見に向け、市が行う施策について定めています。

12 情報の提供

市は、医療機関その他関係団体と連携を図りつつ、市民に対し、がんに関する施策及びがん医療に関する適切な情報提供に努めるものとします。

市が行う、がんに関する情報の提供について定めています。

13 医療の推進

市並びに医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、がん患者が適切ながん医療を受けることができるよう、必要な事業の推進に努めるものとします。

がん患者が適切ながん医療を受けることができるよう市と関係団体が連携して取り組むことを定めています。

14 在宅医療の充実

市並びに医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、がん患者が、その居宅において療養できるよう必要な在宅医療体制の整備に努めるものとします。

がん患者が居宅で療養できるよう市と関係団体が連携して取り組むことを定めています。

15 緩和ケアの充実

市並びに医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、緩和ケア（がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいいます。）の充実を図るために必要な事業の推進に努めるものとします。

緩和ケアの充実を図るため、市と関係団体が連携して取り組むことを定めています。

16 がん患者及びその家族等への支援

市は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族の精神的な苦痛、社会生活上の不安等の軽減に資するため、静岡県、保健医療関係者と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- (1) がん患者及びその家族に対する相談体制の充実強化
- (2) がん患者等関係団体が行うピア・サポート（がん患者及びその家族に対するがん経験者及びその家族による相談支援の取組をいいます。）に対する支援並びにがん患者等関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族に対する活動の支援
- (3) がん患者の就労に関する啓発活動及び相談体制の整備その他必要な就労に関する支援
- (4) がん患者に対する必要な学校教育に関する支援
- (5) 上記のほか、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族への支援に関し必要な施策

市が行うがん患者やその家族に対する支援について定めています。

17 ライフステージに応じた支援の推進

市は、各世代のがん患者に特有な身体的、精神心理的及び社会的問題に対し、ライフステージに応じて支援するよう努めるものとします。

市は、国のがん対策推進基本計画で示される小児、AYA世代（※）及び高齢者の各世代を想定し、ライフステージに応じた支援を行うよう定めています。

（※）AYA世代・・・思春期及び若年成人世代のこと

18 がん患者及びその家族等を支える地域づくりの推進

市は、静岡県、保健医療関係者及びがん患者等関係団体と連携し、がん罹患しても住み慣れた地域で生活ができるよう、がん患者及びその家族等を支える地域づくりの推進に努めるものとします。

がん罹患しても、がん患者が住み慣れた地域で生活できるよう、市や関係団体が連携して地域づくりを推進するよう定めています。

19 静岡市がん対策推進協議会の設置

- 1 がん対策に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市がん対策推進協議会（以下「協議会」といいます。）を設置します。
- 2 協議会の所掌事項は、次のとおりとします。
 - （1）市のがん対策の推進に関する重要な事項について調査審議し、又は市長に意見を述べること。
 - （2）静岡市のがん対策の推進に関する計画についての諮問に対し答申を行うこと。
- 3 協議会は、委員15人以内をもって組織します。
- 4 委員は、がん患者及びその家族、医師その他保健医療関係者、学識経験を有する者、市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱します。
- 5 市長は、上記に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとします。
- 6 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 委員は、再任されることができるとします。
- 8 上記に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

がん対策の推進のため、がん患者や医師などの専門家などで構成する協議会を設置するための事項を定めています。

20 計画の策定等

- 1 市長は、静岡県がん対策推進計画の趣旨を踏まえ、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する計画（以下「計画」といいます。）を策定するものとします。
- 2 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、静岡市がん対策推進協議会に諮問するものとします。
- 3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

市のがん対策の計画的な推進を図るため、がん対策推進に関する計画を策定することを定めています。

21 財政上の措置

市は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

市ががん対策の実施のための財政上の措置を講じるよう定めています。

22 議会への報告

市長は、毎年度、本市のがん対策に関する施策の実施状況を議会に報告するものとします。

市のがん対策に関する施策の実施状況を毎年度、議会に報告することを定めています。

23 委任

この条例に定めがあるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

この条例は、平成31年2月の静岡市議会定例会での制定を目指しています。